

春日井市紹介冊子作成業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

このプロポーザルは、「市民の本市への愛着と誇りの醸成」及び「本市への移住・定住の促進」を目的として作成する春日井市紹介冊子（以下「冊子」という。）について、冊子を作成する優れたアイデア、技術など、業務の受託を行い得る能力を有する事業者を選定するために実施するものとする。

2 事業者の選定方法

本市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 委託業務の概要

(1) 件名

春日井市紹介冊子作成業務委託

(2) 内容

別紙「春日井市紹介冊子作成業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

令和4年9月30日（予定）から令和5年2月28日まで

(4) 業務経費

5,000,600円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 プロポーザルの参加資格

このプロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、プロポーザル参加申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。また、分担業務分野に関して専門的な意見を求めるとき等の業務補助者（以下「協力事業者等」という。）についても同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 本市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。

5 選定日程

委託業者選定日程は、次のとおりとする。なお、このプロポーザルに関する事前説明会は行わない。

事 項	月 日
質問受付期間	令和4年7月20日（水）～同年7月28日（木）
質問回答期日	令和4年8月1日（月）
参加申出書等提出期限	令和4年8月4日（木）
企画提案書等提出期限	令和4年9月2日（金）
選定結果の通知・公表	令和4年9月中旬（予定）
契約締結	令和4年9月下旬（予定）

6 質問及び回答

(1) 質問受付

本実施要領及び特記仕様書に関する質問は、質問書（様式5）をEメールにより提出すること。なお、必ず電話にて到着を担当者に確認すること。

ア 提出期限

令和4年7月28日（木）午後5時（必着）

イ 提出先

春日井市企画政策部企画政策課シティプロモーション推進室
Eメール citypr@city.kasugai.lg.jp 電話 0568-85-6335

ウ 回答

質問に対する回答は、とりまとめ、令和4年8月1日（月）までに市ホームページに掲載する。

7 参加申出書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

協力事業者等を置く場合、「協力事業者等の名称等（様式2-1）」も併せて提出すること。

ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの。コピー可）

（ア） 法人の場合…履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

（イ） 個人の場合…住民票の写し

エ 未納の税額がないことの証明書（納税証明書等）

国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類（直近1年度分。コピー可）

（ア） 国税（法人税、消費税及び地方消費税等）

（イ） 都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）等）

（ウ） 市町村税（法人市町村民税、軽自動車税等）

(2) 提出部数

各1部 ※ 提出書類は全てA4版縦 左綴じ

(3) 提出方法及び提出先

ア 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市企画政策部企画政策課シティプロモーション推進室
電話 0568-85-6335

(4) 提出期限

令和4年8月4日（木）午後5時まで（必着）

※ 郵送の場合は、提出期限までに企画政策課シティプロモーション推進室に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書として、次の書類を提出すること。

(ア) 企画提案冊子

次の「各ページ」について、フォント、写真画像、イラスト及び色合いなど、自由な発想で各ページをカラーで作成し、一冊の小冊子として提出すること。

※ 作成にあたり、市ホームページに掲載している画像を転載しても構いませんが、データの提供はしません。

	各ページ	条件
①	表紙	・ 1 ページ ・ 表紙タイトルとして「春日井市の紹介本」の文字を入れること。
②	「子はかすがい、子育ては春日井」のPR	2 ページ（見開き）
③	「書のまち春日井」のPR	2 ページ（見開き）
④	「サボテンのまち春日井」のPR	2 ページ（見開き）
⑤	裏表紙	1 ページ

※ サイズ、紙質及び紙の重さは、提案によるものとする。

※ 合計8ページ構成の小冊子を、実際に使用する紙質や紙の重さを採用し提出すること。また、調整方法は、中綴じ、2点留めとし、印刷製本は、簡易な方法（一般的な事務用プリンターでカラー印刷し、ステープラーを用い手作業で製本したもの等）で可とする。

(イ) コンセプト説明書（任意様式）

企画提案の小冊子の考え方について、次の項目を説明すること。

	項目	説明を求める内容
①	全体	全体のデザインコンセプト、冊子のサイズ、紙質、紙の重さ
②	表紙	デザインコンセプト
③	「子はかすがい、子育ては春日井」のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインコンセプト ・採用したPR内容の考え方
④	「書のまち春日井」のPR	
⑤	「サボテンのまち春日井」のPR	
⑥	裏表紙	デザインコンセプト
⑦	その他	特にPRしたい内容

※ コンセプト説明書は、A4判縦で、2ページ以内（2ページに渡る場合は両面印刷すること）とする。

イ 業務実施体制（様式3）

協力事業者等を置く場合は、その業務補助者についても記入すること。

ウ 予定業務管理者及び担当者の経歴等（様式4）

エ 業務実績

（ア） 過去5年以内に、官民に関わらず冊子デザイン作成を受託した実績（紙及び電子媒体）の一覧（任意様式）

（イ） （ア）の冊子（紙及び電子媒体）を印刷したもの（主なもの1点）。

オ 本件「春日井市紹介冊子作成業務」の見積書（任意様式）

特記仕様書の「4 委託内容」の項目ごとの内訳が分かるように作成すること。

(2) 提出部数

10部（見積書は1部）

※ 社名の記載は1部とし、残り9部には記載しないこと。

※ 提出書類は、全てA4判縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

ただし、「(1)ア（ア）企画提案冊子」及び「エ（イ）（ア）の冊子（紙及び電子媒体）を印刷したもの（主なもの1点）」を除く。

(3) 提出方法及び提出先

ア 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市企画政策部企画政策課シティプロモーション推進室
電話 0568-85-6335

(4) 提出期限

令和4年9月2日（金）午後5時まで（必着）

※ 郵送の場合は、提出期限までに企画政策課シティプロモーション推進室に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

9 審査及び契約候補者の選定

(1) 審査方法

ア 8の企画提案書等の提出があった事業者について、本市職員で構成する春日井市紹介冊子作成業務委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、書類審査を実施する。

イ 審査は、審査委員会の複数の委員が審査基準に基づき評価点数を付し、評価点の高い順に順位を付ける。各委員が付した順位の合計値が小さい順に、審査委員会にて「最優秀者」、「次点者」として選定する。

ウ イに該当する者が複数の場合は、見積金額の低い事業者を上位とする。

(2) 審査基準

ア 審査委員会は、企画提案書等の提出書類について、別紙1の審査基準に基づき審査する。

イ 業務委託見積価格が予算額を超える場合は、原則として審査の対象外とする。

(3) 審査結果

審査結果は、令和4年9月中旬に全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、市ホームページにて「最優秀者」及び「次点者」を掲載し公表する。

10 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

(1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。

(2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加業者が委託業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。
- (6) 本実施要領「4 プロポーザルの参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (7) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

11 契約の締結

- (1) 最優秀者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とする。
- (3) 最優秀者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (4) 契約手続きは、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）の定めによる。

12 その他

- (1) 参加者事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者事業者の負担とする。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、春日井市情報公開条例（平成15年春日井市条例第40号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案した事業者が負う。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。ただし、審査の結果、不採用となった参加業者の提出書類について返却を求められたときは、返却に応じる。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの審査を実施する。
- (10) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (11) 協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。
- (12) 最優秀者は、契約締結までに春日井市入札参加資格者名簿に登録しなければならない。

13 問い合わせ・書類提出先

春日井市 企画政策部 企画政策課 シティプロモーション推進室（市役所4階）

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電 話：0568-85-6335

F A X：0568-82-1737

Eメール：citypr@city.kasugai.lg.jp

＜春日井市紹介冊子作成業務委託プロポーザル審査基準＞

	審査項目	審査の視点	配点
1	冊子デザイン	(1)人の目を引き、手に取りたくなる	10
		(2)見やすさ、読みやすさ	10
		(3)理解しやすさ	5
		(4)明るさ、賑やかさ	5
		(5)「市民の本市への愛着や誇りの醸成」への寄与	5
		(6)「本市への移住・定住」への寄与	5
		(7)その他、優れた工夫	5
2	デザインコンセプト	(1)冊子デザインとの適合性	10
		(2)「市民の本市への愛着や誇りの醸成」への意識	5
		(3)「本市への移住・定住」への意識	5
		(4)その他、優れた工夫	5
3	業務実施体制	委託業務の実効性及び実現性	10
4	業務実績	紙及び電子媒体の冊子デザイン作成の十分な実績	10
5	業務委託見積価格	冊子デザインと価格の総合評価	10
合 計			100